

衆議院

厚生労働委員会議録第三号

平成十六年三月三日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 衛藤 晟一君

理事 鴨下 一郎君

理事 長勢 甚遠君

理事 城島 正光君

理事 山井 和則君

理事 井上 信治君

加藤 勝信君

木村 勉君

城内 実君

菅原 一秀君

中西 一善君

原田 令嗣君

福井 照君

三原 朝彦君

青木 愛君

内山 晃君

小宮山 泰子君

園田 康博君

橋本 清仁君

藤田 一枝君

水島 広子君

古屋 範子君

山口 富男君

北川 知克君

宮澤 洋一君

三井 辨雄君

福島 豊君

石崎 岳君

上川 陽子君

木村 義雄君

佐藤 勉君

竹本 直一君

能勢 和子君

平田 耕一君

三ツ林 隆志君

吉野 正芳君

泉 房穂君

大島 敦君

五島 正規君

中根 康浩君

樋高 剛君

古川 元久君

吉田 泉君

榊屋 敬悟君

委員の異動

三月三日

辞任

棚橋 泰文君

中山 泰秀君

増子 輝彦君

補欠選任

佐藤 勉君

城内 実君

吉田 泉君

同日

辞任

城内 実君

佐藤 勉君

吉田 泉君

増子 輝彦君

三月三日

年金福祉施設の建設と運営に関する予備的調査要請書(海江田万里君外四十四名提出、平成十六年衆予調第一号)は本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

○衛藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○坂口国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び

内容の概要を御説明申し上げます。

社会保障政策は、国民の安心と生活の安定を支えるため、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

政府におきましては、平成十六年度予算編成の基本方針を閣議決定し、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図ることとしております。

この法律案は、かかる政府の方針を受け、厚生労働省が所管する地方公共団体に対する国庫負担等の一部について、国と地方の役割分担のあり方の見直しを図る観点から、第一に、公立保育所における保育の実施に要する保育費用を国庫負担等の対象外とし、第二に、介護保険法等四法律に基づく地方公共団体の法施行事務経費を国庫負担等の対象外とするものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てにつきましては、所得譲与税等を通じて所要の財源措置が講じられることとされております。

最後に、この法律は平成十六年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

趣旨の説明は終わりました。

○衛藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十分散会

児童福祉法等の一部を改正する法律案

児童福祉法等の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第六号の二中「及び」の下に「第四号の二並びに」を加える。

第五十一条第四号を次のように改める。

四 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

第五十一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

第五十三条中「第三号まで」の下に「及び第六号の二」を、「第二号」の下に「第四号」を加える。

第五十五条中「第四号」を「第四号の二」に改める。

第五十六条第三項中「第五十一条第四号」の下に「若しくは第四号の二」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第二条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項を削り、同条第二項中「介護納付金」を「介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))に改め、同項を同条とする。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二を削る。

第二十七条中「市町村長」の下に「特別区の区長を含むものとし、」を、「当該市町村」の下に「(特別区を含む。))」を加える。

(児童手当法の一部改正)

第四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「費用」の下に「(市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。)」を加える。

第十九条第二項を削る。

附則第六条第二項中「第十九条第一項」を「第十九条」に、「費用及び当該給付の事務の処理に要する費用」を「費用」に、「予想総額及び当該給付の事務の処理に要する費用の見込額の合算額」を「予想総額」に改める。

附則第七条第四項及び第八条第四項中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第五条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第二百二十六条を次のように改める。

第二百二十六条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十五年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「経費」の下に「(地方公共団体の設置する保育所における保育の実施(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施をいう。)に要する経費を除く。)」を加え、同条第十六号中「国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行並びに」を削る。

理 由

平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、地方公共団体の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用等を国庫負担等の対象外とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。